

総社市立常盤小学校ホームページ等ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、総社市立常盤小学校のホームページ等（以下HP等）の管理運営に関して必要な事項を定めると共に、運用への理解を広く求めるためのものとする。

(目的)

第2条 HP等公開の目的を、以下のように定める。

- (1) 信頼される学校づくりを推進するために、日々の教育活動や学校運営の現状を積極的に公開する開かれた学校、特色ある学校を目指し、学校・家庭・地域が連携した教育活動の充実を図る。
- (2) 高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、子どもたちが、情報社会に主体的に対応できるよう、情報活用能力を育成する手段の一つとする。また、教職員の情報処理能力の向上にも活用する。

(掲載内容及び掲載禁止事項)

第3条 HP等の掲載内容は、上記第2条の目的に沿ったものとする。

2 HP等の健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。

- (1) 公序良俗（社会的妥当性が認められる道徳観）に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治・宗教活動に関するもの
- (4) 学校の品位を傷つけるもの
- (5) 虚偽の情報
- (6) 他人の名誉を傷つけたり誹謗中傷するもの
- (7) ネットワークの正常な運営を妨害（メール情報、IPアドレス等）するもの
- (8) その他、法令及び規定等に違反するもの

(管理責任者)

第4条 HP等の管理責任者は、学校長とする。

2 学校長は、HP等の正しい管理運営を図るため、必要に応じ内容等の検討を行う。

3 学校長はインターネット利用の適正を図るため、HP等取り扱い責任者（HP担当者）を命ずる。

(著作権、肖像権、知的所有権について)

第5条 HPの公開にあたり、著作権や肖像権、知的所有権を侵害することのないように留意する。

2 個人が特定できるような児童の写真、動画、作品等の掲載については、各家庭に連絡し掲載承諾の確認を行う。

(個人情報)

第6条 児童の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報は掲載しない。但し氏名においては、学校長が教育上等の理由で、必要と認める場合は、本人と保護者の承諾を得て掲載できるものとする。

2 児童の写真等の掲載については、個人が特定できるものは掲載しないよう留意する。

但し教育上等の理由により必要であると学校長が認め、具体的な写真を示した上で本人と保護者の承諾を得られれば、この限りではない。

(内容の訂正、削除等)

第7条 HP等掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は、速やかに適切な対応を行う。

(本ガイドラインの取り扱い)

第8条 本ガイドラインの改正については、職員会議で検討・協議し、学校長が承認したものについて改正を行う。

2 本ガイドラインは、児童の写真、動画、作品等の掲載承諾を得る際に、配布する。

3 本ガイドラインは、HP上にも明示する。

附則

・本規約は、平成28年4月1日より施行する。

(平成30年2月1日一部改訂)